

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

昭和45年に結婚してA市に住んでいたが、地区の集金人が国民年金保険料の集金に来ていて、毎月支払っていた。

詳しいことは記憶に無いが、A市役所B支所（以下、「支所」という。）で、支所の職員から国民年金保険料を支払っていない期間があると聞き納付書もらったが、夫の給料では一度で納付できないので、2回に分けて支所で確かに全部国民年金保険料を支払ったので、領収書は紛失したが支払ったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳では、昭和43年4月から46年3月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間は申請免除となっているが、A市及び社会保険庁のオンライン記録では、同期間はすべて国民年金保険料が納付済みとなっていることから、同期間の国民年金保険料は追納により納付されたことが認められる。また、A市から「申立期間当時、過年度保険料及び追納保険料を支所窓口で収納していたことがあった。」との回答が得られ、国民年金保険料を納付していなかった期間について、支所でさかのぼって納付したという申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した時期について記憶が不明であるが、申立期間②直後の昭和49年4月から同年6月までの保険料を同年7月2日に初めて地区集金人に納付し、現年度納付を開始しており、それまで免除又は未納だった申立人がこのころから納付可能に

なつたと考えられ、その時点で申立期間②は過年度納付が可能である。

一方、申立期間①について、昭和 49 年 7 月ごろは、特例納付によるほかは時効により納付できない期間であるところ、A 市では特例納付の収納を行っていなかった上、申立人には申立期間以前にも未納期間があり、申立期間①のみ特例納付した状況はうかがえない。加えて、48 年 7 月末の時効期限までに申立期間①を過年度保険料として納付すれば、申立期間②は現年度保険料の納付となるのが自然であるが、A 市が保有している申立人の記録がある自治会の国民年金検認連名簿では、申立期間②の現年度保険料は未納となっている（申立人が所持する国民年金手帳では免除となっている）ことと矛盾し、併せて、申立期間①と申立期間②の納付記録等が、社会保険事務所と A 市との双方で処理されるにもかかわらず、いずれの記録も欠落することは考え難い。

このほか、申立人の同期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年1月から45年3月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

夫の勤務(船員)の関係から、昭和39年1月にA市に転居した時、同市役所で国民年金への任意加入を勧められ加入手続を行った。

保険料は、毎月、A市役所の担当窓口で現金で納付していたが、同市在住期間について、国民年金保険料の納付記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、国民年金保険料を完納しており、国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、「A市役所において、船員の妻であるが国民年金への加入を勧められ、同市役所の窓口で加入手続をし、その場で国民年金保険料を納付した。」と述べており、国民年金への加入の動機、場所等を具体的かつ鮮明に記憶している上、A市では、「当時、船員保険者が多く、その家族に対しても国民年金への任意加入を勧奨していたかも知れない。」としている。

さらに、申立人は、「国民年金保険料は、毎月市役所で納付していた。」としており、申立期間当時の申立人の住所からA市役所の間は約300メートルと近接しており、申立期間当時は、市役所の窓口で国民年金保険料を受領していたことから、申立人の主張に不自然さはみられない。

加えて、昭和 45 年 4 月に B 町に転居した際も、転入と同時に夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行い、その 2 か月後に申立人の夫が船員保険に加入した際には、国民年金の任意加入者への種別変更の届出を行っているなど、必要な手続きが行われており、申立内容の信^{びよう}憑性は高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から同年12月まで
② 昭和45年7月から48年3月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

申立期間①は、工場に住み込みで勤務しており、厚生年金保険に加入するまでは、A市役所に国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については、B町役場で夫婦の加入記録を調べてもらった際、同町職員から、私の夫の年金の受給資格期間の25年を満たすためにも特例納付したほうがよいとの助言を受け、夫婦一緒に特例納付した記憶があるが、私のみ未納となっており、納得ができない。

申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、申立期間以降、国民年金保険料は完納しており、国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人と申立人の夫の昭和48年度の国民年金保険料は、3回に分けてB町役場の窓口で同一日に納付されており、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたことが推認される。

さらに、昭和48年度の国民年金保険料納付時期は、特例納付期間中であり、同町職員から、申立人の夫が現在の納付記録では受給資格期間の25年を満たさないこと、及び第2回の特例納付制度について助言を受けたことが推測される。

加えて、申立人は、特例納付した申立人と申立人の夫の国民年金保険料

額について、「約3万円を3回納付した。」としており、申立人の夫は、B町保管の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳の記録から、合計64か月(5万7,600円)分を特例納付していることが確認でき、申立人の申立期間②の33か月(2万9,700円)分の保険料額を合わせると申立人が納付したとしている約9万円とほぼ一致するなど、申立内容の信憑性は高い。

一方、申立期間①については、申立人は、「A市役所の場所を知らなかったもので、当時勤務していた会社の社長の奥さんに同伴してもらいA市役所で国民年金保険料を納付した。」としているが、A市保管の国民年金被保険者名簿の記録では、昭和42年11月16日に、同年7月分と8月分の国民年金保険料が納付されているが、同日に国民年金の資格喪失届を受理し、同年9月1日に資格を喪失した記載があり、申立人の申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、社会保険庁の記録でも、A市の国民年金被保険者名簿と同様に昭和42年9月1日に国民年金の資格を喪失しており、両機関とも誤った事務処理が行われたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成2年4月1日に株式会社Aに入社し、3年3月31日までの1年間、同社に勤務していた。

ねんきん特別便が送られてきたので記録を確認したところ、同社の資格喪失年月日が平成3年3月31日となっていたため、加入月数が11か月しか無かった。

申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていたことは、株式会社Aの給与台帳から確認できるはずであるので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された給与台帳の写し及び雇用保険被保険者記録から、申立人は、同社に平成2年4月1日から3年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、給与台帳の厚生年金保険料控除額から、平成3年3月の標準報酬月額を16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険の資格喪失日を誤って平成

3年3月31日として届け出たため、同年3月の保険料を納付していない
としていることから、事業主が、同日を資格喪失日として届け、その結
果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料の納入
の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、そ
の後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合
を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付す
る義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、A株式会社にて、顧客先に設置したセメントサービスタンクのメンテナンス等を担当していたが、関連会社のB株式会社に出向を命じられた。同僚と一緒に昭和47年9月1日付で出向したが、同年8月31日が1日空白となっているので、記録の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書、労働者名簿、雇用保険及び健康保険組合の加入記録により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが確認でき、出向後も同社で給与の支払及び源泉徴収が行われていることから、厚生年金保険料も給与から控除されていたことが推認できる。

また、同社の保管する厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書から退職日と資格喪失日がいずれも昭和47年8月31日と記載されていることが確認でき、同年8月30日に退職したとの同社の事務処理は不合理と考えられる。

さらに、同時期にA株式会社からB株式会社へ出向した同僚の厚生年金保険の加入記録も、A株式会社における資格喪失の時期が月末で処理されており、資格喪失日の記載誤りであったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 47 年 8 月分の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額並びに社会保険事務所の記録から 6 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないと述べており、同社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書から資格喪失日の記載誤りが確認できる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年12月9日から40年3月11日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組における資格喪失日に係る記録を40年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月から同年9月まで
② 昭和38年12月から40年3月まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

申立期間①は、同僚4人とBに雇用され、造船所内の運搬係のC組で貸付工として運搬工事等に従事していた。また、申立期間②は、他の事業所に勤務していたが、スカウトされA組に入社し、当時、A組は、主にD造船の下請けを行っていた多忙な時期であったと記憶しており、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A組が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和37年11月1日から事業を廃止した40年3月11日まで、厚生年金保険に加入していた申立人の同僚及び事業の廃止まで勤務していた申立人の弟の証言から、A組で勤務していたことが推認される。

また、申立人が記憶しているA組が事業を廃止した時の職員数は、社会保険事務所保管のA組に係る厚生年金保険被保険者原票で確認できる厚生年金保険の加入者数とほぼ一致する上、元同僚も同様の供述をしているこ

とを踏まえると、当時、同社においては従業員すべてが厚生年金保険に加入していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②に係る昭和 38 年 12 月 9 日から 40 年 3 月 11 日までの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の当初に直近する昭和 38 年 8 月 1 日の標準報酬月額が 3 万 6,000 円であり、昭和 39 年度における同僚の標準報酬月額は一律的な変動は見られず、申立人の業務内容に変化が無いことを踏まえると、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に無く、当時の状況を証言できる事業主も所在不明で、事業主等から申立期間当時の納付状況を聴取できないが、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 38 年 12 月 9 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月から 40 年 2 月までの保険料についての納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人は、B の複数の同僚の証言から、勤務していたことが推認される。

しかしながら、同僚の証言及び同僚も申立人と同様に、昭和 30 年 2 月から同年 9 月の間は、厚生年金保険に未加入となっていることが確認できることから、当時、事業主は従業員が入社してから一定期間経過した後に厚生年金保険の加入手続を行っていたことがうかがえる。

また、申立期間①における社会保険事務所保管の B に係る厚生年金被保険者原票に申立人の名前は無く、欠番も見られない。

このほか、申立期間①において申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年8月1日から42年8月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を42年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年8月1日から42年12月31日まで
私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

有限会社Aで昭和33年8月から厚生年金保険に加入し、同社に最後まで勤務していたのに、41年8月1日で厚生年金保険の資格を喪失しており、納得できないので、勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が勤務していた有限会社Aの実質的な経営者(昭和61年に他界)の妻である元同僚及び申立人の妻の証言から、社会保険庁の記録による厚生年金保険の資格喪失日後も引き続き同社に正社員として勤務していたことが推測される。

また、申立人は、申立期間も申立期間前の給与額と同一であったと主張しているところ、元同僚も同様の供述をしている上、申立期間に在籍していた職員4名のうち3名が厚生年金保険に加入しており、申立人のみが厚生年金保険に加入していないのは不自然である。

一方、有限会社Aは申立期間中の昭和42年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元同僚すべてが同日付で資格喪失をして

いることが確認できる上、申立人は「昭和 40 年 10 月から 12 月ごろまでの給料はもらっていない。」と供述していることから、申立期間のうち、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の期間については厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 8 月から 42 年 7 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の当初に直近する昭和 40 年 10 月 1 日の標準報酬月額が 2 万 2,000 円であり、申立人が「給与は約 2 万円であった。」と述べていることから、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所における事業が廃止されており、事業主も他界していることから確認することができないが、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 41 年 8 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 8 月から 42 年 7 月までの保険料についての納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月から 53 年 3 月まで

結婚を契機に納付していなかった昭和 49 年 7 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料を、53 年か 54 年に A 市（現在は、B 市）C 支所において特例納付の手続をして以後 4 年間ぐらいかけて分割で納付した。

平成 2 年 11 月に転居した際にそれまで持っていた青色申告書等の関係書類を処分してしまった。

加入手続及び国民年金保険料の納付については妻が行っていたが、国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

また、申立人は、特例納付の手続を行った後、申立期間の国民年金保険料を 4 年間ぐらいかけて分割で毎月納付していたと申し立てているが、昭和 53 年又は 54 年当時に行われていた第 3 回目の特例納付は、55 年 6 月末までが実施期間であったため、申立人の記憶する納付方法では、分割納付の途中で特例納付が終了し、時効により納付できない期間が発生することとなり不合理である。

さらに、申立人及び申立人の妻に納付した金額、時期及び場所についての具体的な記憶は無く、当時の詳細な納付状況等が不明である。

加えて、申立人及び申立人の妻は、特例納付を行ったとする国民年金保険料について、現年度分の国民年金保険料と併せて一枚の納付書で納付したと述べているが、特例納付及び現年度分の国民年金保険料を一枚の納付書で納付することは制度上不可能である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

山口国民年金 事案 427

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から45年10月まで

私は、申立期間当時、子供たちが小さかったので、厚生年金保険の加入対象となるような常勤の仕事に就くことが無理であったため、昭和38年ごろにA市役所本庁で国民年金の加入手続を行った。

昭和37年当時はB市に住んでおり、国民年金保険料の集金は無かったと記憶しているが、A市に転居した後、38年又は39年ごろから、A市役所の職員かと思われる女性が、国民年金保険料の集金に来られていたことを記憶している。

申立期間について、集金により国民年金保険料を納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は昭和38年ごろにA市役所本庁において国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立期間については国民年金任意加入対象期間であり、制度上、37年5月にさかのぼって国民年金に加入すること、及び国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、A市では申立期間当時、市役所職員による集金は行われておらず、C会による集金が行われていたが、申立人はこの組織について記憶していないとしているなど、申立人がA市において国民年金の加入手続を行って国民年金保険料を納付していた事情も見当たらない。

加えて、申立人が所持する年金手帳によると、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、昭和52年10月19日となっており、A市が保有する受付処

理簿の記録と一致する上、当該手帳の国民年金手帳記号番号以外の番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 50 年 9 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

昭和 49 年 3 月、大学を卒業後、私の父が経営していた会社に入社した時、父から国民年金保険料の納付書と現金を渡されたので、A 郵便局で納付した。その後は毎月、同郵便局で国民年金保険料を納付していたが、52 年 10 月分からは B 銀行(現在は、C 銀行)で納付したと記憶しており、納付記録が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、申立人の父が昭和 49 年 3 月ごろ行ったとしているが、申立人が所持している国民年金手帳では、49 年 3 月 26 日に被保険者となったとされているものの、国民年金手帳に記載されている住所へ転居したのは 50 年 2 月 25 日であることから、申立人の国民年金加入手続は同日以降に行われたものと推認され、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得時期から昭和 52 年 9 月ごろと推測される。

さらに、申立人は、「父から国民年金保険料の納付書と現金を渡された後は、毎月、郵便局で保険料を納付した。」としているが、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳を見ると、昭和 50 年 10 月から 52 年 3 月まで過年度納付をしていることがうかがわれ、申立人の記憶は曖昧である。

加えて、D 市内の郵便局が国民年金保険料納付の指定金融機関となったのは平成 11 年からであり、申立人が主張する昭和 49 年 3 月からの現年度分の国民年金保険料は郵便局で納付できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。